

母子保健事業

- 持ち物 母子健康手帳(必須)
- 会場は保健センターです。
- 保健センターでの飲食はできません。あらかじめ済ませて来所してください。

予 予約制

事業名	対象	とき	受付時間
母子健康手帳の交付	妊娠した方	毎週火曜日	午前9時～10時30分
	※他の曜日・時間をご希望の方はご相談ください。 【持ち物】①妊娠届出書 ②本人確認書類 ③マイナンバーの分かるもの ④通帳やキャッシュカード等妊婦本人の振込先が分かるもの(旧姓不可)		
妊婦・乳幼児相談	妊婦・乳幼児	毎週火曜日	午前9時30分～11時
	※身体計測のみ希望の方は予約不要		
母乳相談	妊娠・授乳している方	4月8・22日、 5月13・27日(火)	午前9時～11時
栄養相談	乳幼児とその家族	4月1日・5月13日(火)	午前9時～11時
ことばの相談	幼児	4月9・23日、 5月14・28日(水)	午後1時30分～3時30分
発達相談	小学1年生までの お子さんと保護者	4月22日、 5月27日(火)	①午前9時10分～ ②午前11時～
前期離乳食教室	4～6カ月頃の乳児とその家族	4月24日(木)	午前10時～10時10分
産後ケア事業 (短期入所型・居宅訪問型)	育児支援を必要とする母子	産後1年まで	お母さんの心身のケアや、授乳指導、育児相談等が受けられます。詳しくは、お問合せください。 【短期入所型】産科医療機関に宿泊 【居宅訪問型】居宅に助産師等が訪問

歯科保健事業

保健センター 保健センターで実施(要事前予約)

医療機関 医療機関で実施(要事前予約 指定歯科医療機関)

事業名	対象	とき
歯みがき 相談	乳幼児および成人	4月8・22日、 5月13・27日(火)
	【持ち物】使用中の歯ブラシ、母子健康手帳(乳幼児)	【受付時間】午前9時～11時
6歳臼歯 保護育成事業	満6歳から、小学3年生に該当する年度末まで ※町に住民登録のある方のみ	随時
	【申込方法】保健センターへお申し込みください。(郵送可)	
妊産婦 歯科健康診査	妊娠中および産後1年未満の方 ※町に住民登録のある方のみ(歯科治療中の方を除く)	随時
歯周病健診	21・31・41・51・61・71歳の方(令和8年3月末時点) ※町に住民登録のある方のみ(歯科治療中の方を除く)	随時

成人保健事業

- 会場は保健センターです。

予 予約制

事業名	対象	とき	受付時間
成人健康相談	成人	毎週火曜日	午前9時30分～11時
禁煙相談	たばこをやめたいと思っている方	毎週火曜日	午前9時30分～11時
栄養相談	成人	4月1日・5月13日(火)	午前9時～11時
心の健康相談	心の悩みのある方やその家族等	毎週火曜日	午前9時30分～11時
	※医療機関に相談している方を除く		

予防接種

- 接種時の持ち物 母子健康手帳・予診票・本人確認書類（マイナ保険証等）
- 接種回数、間隔等詳しくは町ホームページをご確認ください。



- 予防接種の予診票が手元にない方は、母子健康手帳を持って、保健センターへお越しください。（母子健康手帳または接種歴がわかるものをお持ちでない場合、予診票を交付することはできませんので、ご了承ください。）
- 海部地区(大治町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村)指定医療機関で接種してください。
- 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった方等の定期接種の機会を確保する制度があります。詳しくは保健センターへお問合せください。（ロタ、インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルスは除く）

ワクチンの種類(定期・大人)	対象	接種期限等
高齢者肺炎球菌	接種日に満65歳の方	対象の方には65歳の誕生日を迎えた翌月に予診票を郵送しています。 予診票を持参の上、海部地区の指定医療機関で接種してください。 接種料金：2,000円（生活保護世帯は無料）
高齢者带状疱疹	今年度以下に以下の年齢に達する方 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳以上	接種期限：令和8年3月31日（火） 対象の方には4月初旬に接種券を郵送します。 接種券を持参の上、海部地区の指定医療機関で接種してください。 接種料金：接種券をご確認ください。

- 接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方は保健センターへお問合せください。
- 生活保護世帯の方は、接種前に申請が必要です。保健センターへお問合せください。

愛知県広域予防接種事業について

海部地区の指定医療機関以外の医療機関（愛知県内）で定期予防接種が受けられます。接種前に申請が必要になりますので、詳細については保健センターへお問合せください。広域予防接種連絡票の発行に2週間ほどかかります。



問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

歯と口の健康講座



海部歯科医師会

歯の付け根のむし歯に注意

今日、高齢者の間では、歯の付け根にできるむし歯「根面う蝕」が増えています。特に歯周病で歯を支える骨が目減りすると、それまで歯ぐきに覆われていた歯の付け根が現れるようになります。「歯が長くなった」と感じるのは歯の付け根が露出するからです。

歯の頭の部分は、エナメル質と呼ばれる硬い組織で覆われて守られていますが、歯の根の部分は、エナメル質に覆われていません。そのために酸に溶けやすく、むし歯になりやすいだけでなく進行も早いのです。

また、高齢者の根面う蝕は、唾液の減少と大きく関係があります。唾液は食事の際の飲みこみをスムーズにしたり、免疫力を発揮したりと体に欠かせないものであると同時に、むし歯から歯を守る作用があります。唾液が少なくなると歯の根にむし歯が多発したり、急激に進行することがあります。

高齢になると、なんらかの薬を服用されている方が徐々に増えますが、薬の中には唾液の出が少なくなる副作用があるものも多くあります。加齢によつて唾液が減少することに加えて、薬の作用により唾液の出が悪くなりますので注意が必要です。

根面う蝕の治療は、従前の「削って詰める」治療よりは、早期にむし歯の兆候を発見して、削らずに失ったミネラル成分を歯に取りもどす「再石灰化療法」が第二です。また、歯周病などで歯ぐきが下がらないようにすることも、歯の根元のむし歯を予防する上で重要です。

年々増加する根面う蝕に効果的な予防とメンテナンスのためには、かかりつけ歯科医院において、う蝕のリスクや歯周病のチェック、口腔ケアや食生活に代表される生活指導、そして初期むし歯の早期発見など、一人一人にあわせたケアを受けることが重要です。